（法第七十条第八項の規定による意見の申出の方法）

第百二十六条の七の三　市町村長は、法第七十条第八項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第百四十条の十七の四において同じ。）との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該意見の対象となる居宅サービスの種類

二　都道府県知事が法第四十一条第一項本文の指定を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由

三　条件の内容

四　その他必要な事項

（法第七十条第十項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス）

第百二十六条の八　法第七十条第十項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

（法第七十条第十項の厚生労働省令で定める場合）

第百二十六条の九　法第七十条第十項の厚生労働省令で定める場合は、同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村の長が同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公募指定（法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定をいう。）に係る公募を行っている場合とする。

（法第七十条第十項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第百二十六条の十　法第七十条第十項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護とする。

（法第七十条第十項の規定による協議の求めの方法）

第百二十六条の十一　市町村長は、法第七十条第十項の規定による協議を求める際は、当該協議の対象となる居宅サービス（前条に規定するものに限る。）の種類、当該協議の対象となる区域及び期間その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

2　都道府県知事は、法第七十条第十項の規定による協議の結果に基づき、同条第十一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、条件を付することとするときは、その旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知しなければならない。

（法第七十条第十一項の厚生労働省令で定める基準）

第百二十六条の十二　法第七十条第十一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類）

第百二十七条　法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。）とする。

第百二十八条　法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、通所リハビリテーションとする。

第百三十条　法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一　当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二・三　（略）

（新設）

（法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス）

第百二十六条の八　法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

（法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合）

第百二十六条の九　法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合は、同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村の長が同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公募指定（法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定をいう。）に係る公募を行っている場合とする。

（法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第百二十六条の十　法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、訪問介護及び通所介護とする。

（法第七十条第七項の規定による協議の求めの方法）

第百二十六条の十一　市町村長は、法第七十条第七項の規定による協議を求める際は、当該協議の対象となる居宅サービス（前条に規定するものに限る。）の種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

（新設）

（法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準）

第百二十六条の十二　法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類）

第百二十七条　法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

第百二十八条　法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、通所リハビリテーション（介護老人保健施設により行われるものに限る。）とする。

第百三十条　法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一　当該申出に係る介護老人保健施設の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二・三　（略）